

就学援助制度医療費支給にかかる医療券の発行について

熊取町教育委員会では、学校保健安全法の定めるところにより、就学援助制度として医療費を支給しています。

○ 医療費支給対象となる疾病（学校保健安全法施行令にて定められたもの）

歯 科	むし歯(う歯)
耳鼻咽喉科	中耳炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症)、アデノイド
眼 科	トラコーマ、結膜炎(アレルギー性除く)
皮 膚 科	はくせん、かいせん、のうかしん(とびひ)
内 科	寄生虫病(回虫・十二指腸虫・ぎょう虫等及び虫卵保有)

○ 医療費支給のための医療券発行手続について

- 1 別添の医療券交付申請書を学校に提出する(①)と、医療券が発行されます(②)。
2回目以降の申請など医療券交付申請書がお手元でない場合、在籍する学校にてお渡しします。
- 2 交付された医療券を、治療を受ける際に医療機関の窓口へ提出してください(③)。
医療機関にて医療券に必要事項が記入された上で、返却されます(④)。
※ 治療にかかった医療費については、就学援助費として支給いたしますので、医療機関窓口では請求された金額を支払ってください。
※ 原則として医療券は事前申請制です。急に治療が必要となり、医療券の提出ができない場合は、後日医療券を提出することを医療機関の窓口へ申し出てください。
- 3 返却された医療券を、学校へすみやかに提出してください(⑤)。
※ 就学援助費支給日の前月末日までに提出のあった医療券について、学用品費等の費用と併せて支給いたします。
医療券の最終提出期限は翌年度4月上旬までです。最終提出期限までに提出のない時は、支給できませんのでご注意ください。

※ 使用されなかった医療券は、学校へ返却してください。

